

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財 平国債き務省人向省告 成の平令第告示第 利価日発行行 子格振替単位 額最低額面金
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十九數又の 支次九五百九倍は規 払の年パ円年の記定 う算九丨に三金録に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だより五ト百五よ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一十額の定以律社條九特五個人向 万万面振の下へ平成社債第一法會 円円金替適「振成十三年法律計に利付 額機適用振株式等の振付國庫債券へ で関用を替二年法律三十一年法律 は受け法」千本るも二關する法 十銀ものう十銀行の振替に 五億とし。七行の振替に 八千する、の五億と 六。そ規六。	六十 ・	四月十 月十五日 大臣 麻生 太郎 ・

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 額れ取こ向十をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者及び所得扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 とぞ金とけ五有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の相続税法第三条の四第一項に規定す
 平すれ額が国日すとが号法。該都百二別、死託項に相
 成るのはで債前き発（一）市市五十区又亡契に相
 算、きので者に生に昭のに十二をはし約規定する特
 式次る中あがはしよ和区区あ二年含みそたの受
 にのも途つ、當、る二域若つ條法、居きに受益者特
 より区の換て平該當救十にしての律、居住にはを別
 分と金も成個該助二おくは十第地地方すはそ含障
 算にしを、三人災の年いは、九六方自る市のむ害
 出応、請當十向害行法て總當第十自治市町相
 しじそ求該年けにわ律、合該一七治市町相。者の
 た、のす個三国かれ第災区市項号法相。扶四改
 金そ買る人月債かる百害と又の（一）村続（一）扶

（昭和二十五年法律第七十三号）

支 所 金 利 元 払

(二) 平成三十一年三月十五日前か
で面額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額)

の場合 平成十九年九月十五日前
の面額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額)